

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（594）

2. 日時：令和5年12月13日 16時00分～17時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、熊谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官、

大塚安全審査官、小野安全審査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）、他3名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※、他10名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 17. 0）

（2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 15. 0）

（3）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第9条 溢水による損傷の防止等

（4）12条まとめ資料 別紙1-1の記載修正について

（5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第12条 安全施設（DB12 r. 13. 1）

（6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）（DB062T r. 11. 1）

（7）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（DB063F r. 14. 1）

（8）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（DB064V r. 13. 1）

- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）（DB061N r. 16. 1）
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 13. 1）
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 16. 1）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁のでそれでは本日のヒアリングを始めます。本日なんですけれどもまず苦情から耐震チームの方もいらっしゃいました苦情の方から説明をお願いしますそれではよろしくをお願いします。
0:00:23	北海道電力の浜口です。本日は苦情内部溢水評価のうち、これまで基準地震動、基準津波確定後に評価を実施するとしておりました。
0:00:33	使用済燃料ピットのスロッシング評価と、タービン建屋からの溢水評価について評価結果についてご説明をさせていただきます。
0:00:42	まず最初にスロッシング評価の方からご説明させていただきます。
0:00:46	と比較表の資料1-2の方で、別添1の80ページをお願いいたします。
0:01:03	前回までのご説明では、80ページの、そういう理由欄の方に記載をしております通り、2015年12月の審査会合でご説明していた基準地震動、旧版につきましては、
0:01:16	代表ケースを選定せずに全般解析を実施しております、その中で、水量が最大となった基準地震動S s3-2により水量、こちらが35立米になりますが、
0:01:28	これを評価に用いると、用いる水量とすることでご説明をしております。
0:01:34	江藤今年の2023年6月の審査会合で、概ね了解をいただきました基準地震動のうち、
0:01:42	2015年断面の基準地震動から追加になった10把につきましても、詳細設計段階において、全般解析を実施する方針としておりますが、
0:01:53	設置許可の段階では、追加の10%を考慮しても、現在チャンピオンとなっているS s3-2を代表ケースとして選定選定しているということの、
0:02:04	妥当性について確認をしております、その結果をご説明させていただきます。
0:02:10	次のページの別添1の81ページの方をお願いいたします。
0:02:16	図の8-3に床音スペクトル図を二つお示ししております、上側が2015年断面での基準地震動9は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	の時刻歴は系、下側が追加となった基準地震動 10 把の時刻歴は形になります。上側が解析実施済み、下側が詳細設計段階で解析を予定しているものになります。
0:02:41	続いて 1 ページが飛びましては、88 ページ、別添資料 88 ページをお願いいたします。
0:02:52	あと先ほどの追加 10 コアの時刻歴は K2、現在のチャンピオンケースである S s 3-2 の時刻歴は形を重ねたものを、こちらの図の 8-9 の方にお示ししております。
0:03:06	水色で示しているのが、S s、A3 の 2 の時刻歴は形で、X 方向 Y 国 Y 方向ともニイツ以下 10% のものと比較して、
0:03:15	使用済み燃料ピットの固有周期における応答は、S s 3-2 が最大となっているということがわかります。
0:03:24	戻っていただいて 87 ページの方に、評価結果を記載しております、
0:03:30	今のアノスペクトルの比較から、S s 3-2 による溢水量が、
0:03:37	追加 10% を考慮しても、最大、最大となる見込みとなっておりますので、評価に用いる溢水量としては S s - N が妥当であるということをお判断しております。
0:03:48	詳細設計段階において、最大となる溢水量が 35 立米を超える場合であっても、必要な防護対策を施すことで、防護対象設備を防護するという方針には変更はございません。
0:04:01	以上より、使用済み燃料ピットの冷却機能、遮へい機能の維持評価、また地震起因による溢水影響評価に用いるスロッシング水量は、これまでご説明済みの 35 立米から変更はなく、
0:04:14	警告添付資料、補足説明資料のツジの方、数字も解消をしております。
0:04:19	使用済み燃料ピットのその日無料化については以上となります。
0:04:23	続いて、
0:04:25	民の方、説明させていただきます。
0:04:28	同じく資料 1-2 の
0:04:31	補足の方、35、3 ページへお願いいたします。後から数ページめくっていただいたところにあると思います。
0:04:54	タービン建屋の溢水評価につきましては循環水管伸縮継ぎ手破損部からの津波流入量をツジとしておりましたが、現時点における入力津波の回路間の解析結果の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:08	取水ピット水位が最も高くなった入力津波は計を用いて評価を行いまして、タービン建屋の津波流入量の方を今回算出しております。
0:05:18	今回評価を行うに当たりまして、評価方針を多少見直した点がございまして、35-3 ページの真ん中辺に記載をしております、タービン建屋における事象進展になります。
0:05:32	地震発生直後に、循環水管等二次系機器が破損し、循環水管の破損により水が循環水ポンプ停止まで継続するということは、
0:05:43	前回までのご説明から変更はないのですが、
0:05:46	センコーの女川や大井が、循環水ポンプ停止後に津波が来襲するのに対しまして、泊は津波が早いという特徴がございますので、
0:05:56	地震発生後から循環水ポンプを停止するまでの間に津波が来襲するということを想定するという評価方針に見直してございます。
0:06:06	ですので循環水ポンプ運転中の津波の流入については、ポンプ低角予定に津波来襲を考慮した、取水側水位を加えた整備等によって、
0:06:18	水が流入するものとしていて、ポンプ停止後は、タービン建屋内の溢水水位よりも、取水放水側の水位が高い場合は、建屋内に海水が流入するものとして、
0:06:30	ポンプ運転中、停止後、それぞれ津波を考慮した評価としております。
0:06:35	これは泊と同様に循環水ポンプ停止前に津波が来襲する伊方3号炉と同様の評価方針となっておりますので、参照プラントとして、伊方の記載を横に張りつけております。
0:06:49	35-5 ページお願いいたします。
0:06:55	こちらの図1に示しているのが、評価に用いた取水が水位の時刻歴は県にありまして、取水側の最高水位、TP受12.26メートルに、地盤変動等またよう考慮した。
0:07:09	TP12.8メートルの水位が、ポンプ運転中はずっと継続するものとして、循環水管伸縮継ぎ手からの水量を算出しております。
0:07:20	伸縮継ぎ手からの溢水流量は、1ページ前の35-4ページの表1に示してありまして、溢水量の算出結果は、
0:07:30	行ったり来たりなんですけれども35-6ページの表3の方に示しております。
0:07:42	えーとですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	以上の計算結果から循環水ポンプ停止後の度建屋、取水水は、35-6 ページの下の方に記載しております TP7.3 メートルとなっております。
0:07:57	続いて江藤 35 の 8 ページ、お願いいたします。
0:08:04	循環水ポンプ停止後につきましては、酒精側水放水ピット水よりも、タービン建屋の建屋の水の方が高いことから、ポンプ停止後の海水流入はなく、
0:08:16	最終的なタービン建屋の溢水水位は TP7.3 メートルとなり、隣接する原子炉建屋には流入しないという結果になっております。
0:08:26	ただいま説明した評価結果は現時点における感度解析結果に基づく評価となっておりますので、詳細設計段階段階におきましては、すべての入力津波を考慮した上で、
0:08:38	タービン建屋への津波流入量が最も大きくなる津波を選定し、再評価を実施することとしております。
0:08:45	このことは補足 35-10 ページに明記しております。
0:08:50	タービン建屋については以上になります。
0:09:02	規制庁の尾野です。それでは、すいません今の 2 点について、
0:09:07	ちょっと確認をさせていただきます。
0:09:10	まずスロッシングの方なんですけれども、
0:09:15	これ何ページでした。
0:09:29	別添 1 の、
0:09:31	ちょっとこれもう別に内容自体がいいかなと思ってたんですけど、
0:09:37	公認で、
0:09:39	何を確認するのかっていったところをちょっと説明していただきたくて、
0:09:44	別添 1-87 で、今解析結果出ていて、評価に用いる溢水量は 35 ですと。
0:09:55	解析結果の最大値が 31.3 ですよね。これは菅湖公認で確認するのって 35 を超えてるか超えてないかっていう、いうことじゃなくて 31.3 を超えるか超えないかってことですか。
0:10:09	北海道電力の浜口です。今おっしゃっていただいた通りで、S s-D のこの 31.3 を超えるか超えないかを確認いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	わかりましたで、もし超えてしまったら、超えてしまった解析結果 20%の余裕を考慮して、小数点第 1 を四捨五入した数値を評価に用いる推移するってということですね。
0:10:32	その通りです。わかりました。スロッシング関係他に何か確認することあります。
0:10:38	すいませんちょっと北海道の井戸ですけども、説明の中で、その時刻歴っていう言葉を雇用してましたので訂正させていただきます。
0:10:49	今別添の、
0:10:52	1-83 ページに、KMCのような形がありますけれども、
0:10:57	こちらが時刻歴ってということで、これを用いて 3 次元流動解析を行います。なんでこの上がいっぱいあるんですけども、これのスペクトル分析をしたものが、
0:11:08	図の 8-9 とかにありますスペクトル分析図ということなので、FRS ですけども、
0:11:15	ちょっとすべて時刻歴って話しましたけれどもそこはあの後よかったので修正させていただきます。
0:11:21	はい、ありがとうございます。ちょっと今度度の方なんですけれども、
0:11:29	タービンの方は、あれですかね、1-93 ページからでしたっけ。違うか。
0:11:36	補足の 35%。
0:11:39	はい。35 でちょっと教えていただきたくて、
0:11:44	説明していただきたくてすみません。
0:11:48	まず補足の 35-3 で、津波の流入についてはポンプ運転時はポーク低角羊蹄に行って、津波の
0:11:56	来襲を考慮した水等によって溢水が流入してっていうのはこれはあれなんですかねポンプが常に動いてるそのポンプが吐き出している水も考慮するのと、
0:12:07	あとはもうポンプ云々は別として、津波が入ってくることも、それその二つを足し合わせてるっちゃうことなんですか、ポンプの運転が何かこの津波の。
0:12:17	来週を考慮したときに、何か関係あるんですか。これ、どういう評価してるのかがちょっとわからなくて、
0:12:30	北海道電力の異動です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:32	ポンプの入口と出口で、H e a dの差としては15.6メートル経ちますということで、その差圧分で、リング状の破損から押し出されるわけですが、
0:12:46	入口側に、津波によって水頭がさらに立っているということで、0メートルの時であれば出口が15.6メートル分のヘッド掛かりますけど、
0:12:59	ポンプの入口側が、今回12.8メートルって異なってますんで、その押し出しのそのH e a dも、その15.6に加えたヘッドで、
0:13:10	セーリング上から棟梁で水が出てくると、それが46分が出てくると、そういう組み合わせをしております。
0:13:18	おっしゃる通りです。
0:13:26	ポンプが動いている間は、ポンプヘッドプラス筒なミツイとポンプが停止した以降は、津波スイトウ波。
0:13:36	はい。
0:13:40	規制庁の諏訪から下の実現象を考えると、別にそこまででないんだけども保守的に、
0:13:47	ポンプが動いている水吐き出している水とかも重ねてとあと津波で入ってくる見積もり双方加算した評価をしておりますってことですよね。
0:13:55	はい。北海道電力の伊藤ですご理解の通りです。
0:14:00	ありがとうございます。衛藤。
0:14:03	3、規制庁のすいません35-4でごめん、ちょっと私が津波の方がすべて把握していなくて申し訳ないんですけども、
0:14:12	この今、
0:14:14	取水側の水位1012.8っていうのはこれ、ごめんなさい。
0:14:19	どこの、
0:14:21	筒井っていうかこれ。
0:14:24	入力津波から今の現時点の入力津波の水位っていうことですか。
0:14:32	はい。北海道電力の伊藤でございますちょっと今日ウエハラいますので、補足いただきますけれども、現状やっている入力津波のうちから、取水ピット感度解析結果から、
0:14:43	一番取水側水位、
0:14:45	が高いものを選定して今回評価を、に使っているということでちょっと補足をいただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:14:55	北海道電力植原ですけれども、こちらの姿勢が水、主、具体的にはスズエピット薄くスクリー図での推移になりますけれども、こちら今入力津波の解析進めているところでございますが、
0:15:12	現時点でわかってる範囲で最も高いもので評価をしているということでございます以上です。規制庁ですわかりました。
0:15:22	それが最大水位がけ、継続した評価をして、その
0:15:30	要するに時刻歴八景っていうよりはその 12.8 がずっと続いてますっていう評価をしていると理解したんですけど
0:15:37	継続時間って、ごめんなさい、どう、どうやって決めてるのかっていうのは、教えていただきたいくてそれはあれなんですかね。
0:15:45	要はその 12.8 で入ってくるやつがタービン建屋の方で入る入らなくなるまでずっと継続して入り続けるってことなんですか。
0:15:53	はい北海道電力の伊藤です。12.8メートルは、循環水ポンプが動いている。我々イセ側の想定した 46 分間動いてますけれども、
0:16:03	その時間の間ずっと 12.8 メートルの津波高さが維持されているという、そういう条件で評価をしております。
0:16:13	規制庁のやつそこはポンプが止まるまでずっと入り続けるっちゃうこと。
0:16:20	そういうこと。
0:16:56	北海道電力の伊藤でございます衛藤。
0:17:00	グラフがありますので、
0:17:04	補足 35 の中に、
0:17:08	をお願いいたします。
0:17:12	図 6 がございます。
0:17:15	取水ピット水放水ピット水ということで、赤、赤の線と青の線で時刻歴、これは時刻歴ですけれども、お示ししております、
0:17:25	縦軸の方に、オレンジ色で、46 分の時間のところに線が引かれてございます。
0:17:33	この左側にある、圧力のピーク、あ、すみません水のピークがこれ 12.8 ということで、ここは 46 分までは、
0:17:44	一定の水頭を考慮するということでございます。
0:17:48	で 46 分たって循環水ポンプが停止した以降につきましては、この、うにやうにゃの通り、津波が来ていると、そういう
0:17:58	条件において、タービンスイート、すでにその 46 分水入ってますので、その

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:05	水によるタービンスイート、津波は形を比較して、これがタービン水の方が高ければ、当然サイフォンによる水の流入はないということで、
0:18:15	そのような評価を行っているということでございます。
0:18:19	規制庁の、規制庁の小野です。わかりましたこれあれ、あれですかね。
0:18:25	図4で津波水位を、この評価上の津波酔客等、
0:18:30	最初は
0:18:32	46分までは、緑色の点線のところをずっと一直線になって、そこから46分からいきなり今緑色の、
0:18:41	海水水位って書いてあるその線に落ちるっちゅうことですか。
0:18:46	はい、北電の伊藤でございますまさにおっしゃっていただいた通りで、ちょっと図4の、これ、これは左側も実現象というか、実際の津波のこの畝を模擬してるっていうんで、
0:18:57	09等少し誤解を招く図でした。はい。ご理解は尾野さんがおっしゃっていただいた通りです。規制庁のサノ、1回できましたそこはちょっとここ、
0:19:11	何て言うんすかね。一本その評価上の水位っていうのをに入れていただけたらと思います。
0:19:22	規制庁ですわかりましたそれで、
0:19:25	あれですかね、あれですかね、
0:19:30	循環水ポンプが止まるまでの水位っていうところにめちゃくちゃ保守性積んでいて、許可の見通しとしては伊方と同じように、これで出しますっちゅうことです。
0:19:40	あれですね工認段階で、
0:19:42	入力津波決まった時の評価をして、
0:19:46	水位と比べてどうするかっていうことをするってことそれとも許可段階で入力津波決まってから、今この許可で示している、この数値に変わるかわからないかっていうところを確認するのかっていうところは、5歳ちょっと、
0:19:59	どっちの方針なのかっていうのを説明していただきます。
0:20:05	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:20:08	基本的には許可段階では、今十分な保守性を持ってっていうお話ございましたけれども、こちらの評価で十分なのかなというふうに考えておまして、詳細設計段階で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:20	改めて、すべて入力津波で取った段階でこれが妥当だったのかというところは、ご説明差し上げたいと思っております。
0:20:29	規制庁のわかりました。すいません最後の確認なんですけれども、
0:20:33	施工 2 段階でイマダしている数値より下回った場合は、施工人数の数、最終的な評価の数値っていうのはこの
0:20:42	許可の数値の方が大きかった許可の数値のまま行くんですかそれとも施工人数で詳細評価した数値でいく予定なんですか。
0:20:52	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:20:56	少し考えがまとまってないところもございますけれども、
0:21:02	詳細設計段階で
0:21:04	すべての入力津波を考慮した上で、決めた我々の推移というのが、真のものというふうに思いますので、この波が残っていて、
0:21:14	設工認段階で、これがチャンピオンであればこれが残りますけれども、
0:21:20	これがそのままその正式な。
0:21:23	入力津波で残るのかっていうところも今わからないという状況と認識してますので、そこは設工認段階ですべて決まった上で、判断すると、設工認段階のものを使うと、そういう認識しております。
0:21:36	規制庁です
0:21:38	ごめんなさいちょっとよくわかんなくなっちゃったんですけど工認段階でも、
0:21:42	評価上の推移というのがこの 46 までずっと一直線の推移でやるっちゅうこと。それと実際の今緑の直線を出しているか井清水の方で評価するんですか。
0:21:54	はい。北海道電力の伊藤でございます。
0:21:57	一律でポンプ運転中にヘッド作用させるとその評価手法としては、我々として変えないと。はい。いうことを考えてました。
0:22:15	はい。北海道の伊藤でございますセンコーさんとしては、伊方 3 の例しかこの循環水ポンプ定修に、津波に襲われるという効果がないというふうに認識してますけれども、
0:22:26	伊方さんとしては、
0:22:30	詳細設計段階と設置設置許可段階で、評価が同じであるという認識ですので、はい。我々も特にそこは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:41	変えずに対応して参りたいというふうに思っております。
0:22:52	規制庁です
0:22:54	理解しました。はい。私から以上です。
0:23:06	藤原ですけども比較表の本の35-11の一番右下の図の5で、タービン建屋内溢水水位っていうのがあって、赤破線の縦の線で、
0:23:19	浸水防護重点化範囲ってのがあってちょっと津波の件でややちょっと関連するのでお聞きしますけども、このタービン建屋の溢水水位の7.3とある。
0:23:30	ところから、実際、防護対策、内郭防護としての、
0:23:36	対策ですかねその、要は高さってどこになるんですかね。
0:23:42	ちょっと許可の本文のあれですかね施設の個数とちょっと絡みでお聞きしてるだけなんですけどね。
0:24:00	ちょっと事業者間で確認いたします。
0:24:15	北海道電力の植原です。内郭5の観点から今この図5でもお示しておりますが貫通部止水処置として10メートルまでを実施しております。
0:24:27	最終的にまた、
0:24:32	10メートルまで考えてございる状況でございます。
0:24:38	規制庁藤江です。わかりました邪推はこうだけでも、実際水密扉だったり貫通部止水処置がもし、水密扉というところに書いてますけど、水密扉がある場合は、
0:24:48	そこもやじ10メートルまでちゃんと対策はすると、理解しましたので、要は、そうですね、この比較表の、
0:24:57	本年のあれですかね、呉9の中に一番最初の方に、
0:25:03	あるじゃないですか。ここで、
0:25:06	資料1-2の、
0:25:08	9名の、
0:25:09	これ内部溢水で確かAぽつ側の津波なんですよね。
0:25:14	一応女川だと何か椅子イワマこそあるけどシマナリタしか
0:25:19	女川が兼用なってたから溢水が書いてなくてシマでは、兼用じゃないけど何か書いてなくてで、多分泊は踏襲しているのかな、で、
0:25:28	津波の方はあれですよ。なんか、個数じゃなくて一色かなんかで多分、
0:25:33	上げるんですよそれ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	野中。
0:26:38	北海道電力の植原です。一色の記載について最新の先行プラントを踏まえた記載としているところですので、そういった意味で推移によって記載や個数についての記載が変わるものではないと考えてございます。
0:26:53	はい。規制庁藤尾です。わかりました。今日のタービン建屋内の水位の評価もかなり保守的いいかなというのあって、大きくは変わらないのかなとも思いますんで、
0:27:06	細かい話なんですけども、地下水タービン建屋のCの地下水、
0:27:11	これはちょっと私、よくわからなくてですね、地下水排水設備は、原子炉建屋と原子炉補助建屋に、その機能をもたせよう圧力低減ってのをやってみました。実際ちょっとわかんないすけどね。
0:27:26	少なくともタービン建屋は範囲外なんです。どっちしても、その時に、先行プラントの
0:27:32	ミヤマかな、あれ実は考慮して敷地高まで、タービン建屋水が来ますって言うところもあって、オオイワあごめんなさいハママツ膨張低がある。
0:27:43	勝呉、良知勝様含めて、そうしたオオイワですねあれ。防潮てないんですよ。だから、地下水は自然水あって、そんなに高くないから、要は、タービン建屋の水位とほぼ均等だからこれを考慮しなくていいとかそういうふうな、
0:27:56	ロジックがある中で、泊っていう、
0:27:59	いや、仮にその地下水や、もしない分、
0:28:02	津波の方ではこれちょっと言わないといけないかなと思ってんすけど少なくとも地下水位を考慮して、内郭防護っていうのはちゃんと、
0:28:10	やる方がいいのかなと。それは別に10メートルまで対策やったら別にそんな変わりようがないし。うん。十分保守的な評価というのはわかりますけど、一応地下水もちょっとできればケアして、
0:28:21	の方がいいのかなと思ってるところですね。
0:28:27	はい、北海道電力の伊藤です。ありがとうございます。
0:28:30	今藤原さんにおっしゃっていただいた通りで、内部溢水側として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:35	イセ防護区画を内包する建屋の外郭には地下水の上昇も考慮して、先ほどイハラ申し上げた10表面高さ10メートル、
0:28:46	で、止水の対策を施すということを基本方針としてございます。
0:28:51	で、そのあたり、本日の資料の別添1の113ページ比較表でござ
0:29:03	いますけれども、
0:29:14	別添1、113でございませ
0:29:29	はい。融通ピットポンプ停止時における地下水による影響という
0:29:33	ことで、我々地下水排水設備の信頼性向上を目的にいろいろ対策
0:29:40	しておりますけれども、
0:29:47	同じように、さらに、
0:30:06	クラス1相当の対策をされている。女川さんと同様に、その場合
0:30:10	でも、
0:30:12	排水機能の停止ということを想定した場合でも、地表面まで水位
0:30:18	が上がっても、
0:30:25	建屋内、重要な安全施設を有するもの建屋内に、水が入らないよ
0:30:32	うにということ、10メートルまで止水を取るということで、藤
0:30:37	原さんのご理解の通りかなというふうに思っております。
0:30:40	規制庁宮尾です。
0:30:42	もう入ってるよね。
0:30:44	ちょっと私の方で、久々にちょっと理解不足でちょっと確認させ
0:30:46	てもらいたいんですけど、
0:30:48	まずタービン建屋の話の中で、循環水ポンプの停止っていう話に
0:30:50	なってるんですけど、
0:30:52	この循環水ポンプの停止っていうのは何を意図してるのかをちょ
0:30:54	っと教えてもらってる私の意図としては、
0:30:56	循環水ポンプっていうのが、例えば補足のところで言うと、
0:30:58	比較表でいくと、
0:31:00	最後のページぐらいになったかな。
0:31:02	ちょっと、
0:31:04	細かい数字見にくいのでこっちの。
0:31:06	添付の、
0:31:08	1-1の、
0:31:10	九条別添1補足35-8に、多分この全体的な循環新ポンプ建屋、
0:31:12	ポンプ建屋、タービン建屋、放水ピットの関係があると思いま
0:31:14	す。三つ並んで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	で、私が聞きたかったのは循環水ポンプの停止と呼んでいるのは、
0:31:07	ポンプ自体の停止を指してるのか、それともポンプの停止+隔離までを含んで停止と呼んでいるのか、どっちなんですかっていうことなんです。
0:31:19	はい。北海道電力の伊藤でございます。ポンプの
0:31:23	停止までを考慮してございます。
0:31:27	そうすると、循環水ポンプの停止だけであれば、あれですか津波の流入はずっと続くっていう前提になってるそういうことですかね。だから、
0:31:40	ここで言っている補足 35-8 のところに書いてあるようにこの複製キノシタのところ、
0:31:46	のを、
0:31:50	破損想定に加除。
0:31:52	から、要は津波が続く限りは流入し続けると、そういう想定なんですか。
0:31:58	はい。北海道の伊藤です。ご理解の通りで、この a 上では、津波側の水位、取水側放水ピット側の水位がタービン建屋、
0:32:08	E よりも低くなってますのでこの段では入らないというふうに見えますけれども仮に、取水側放水ピットの水位っていうのが、津波によってタービン水位よりも、
0:32:19	高くなっている場合には、すべて入ってくるというそういう評価を行います。
0:32:27	それで 9 条別添 1 の補足 35-6 の図の 4 のところで確認させていただきたいのは、
0:32:36	黒いイメージが、
0:32:42	黒いのが、
0:32:44	これ何を指してるんですっけ、タービン建屋の水位。
0:32:48	元 12.6 ニイツだからだんだん右肩上がりになってきて 46 分後に一定になりますよって話になってるんだけど、
0:32:57	ちょっとここ私理解できないの今の話だと、タービン建屋の水は、
0:33:01	日本 16 分を提示するまでは右肩上がり続けて、あと一定になりますよね。一定になるという事は、津波は続いているんだけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	要はバランスがとれてるからその位置に止まってるってそういうことですか。
0:33:29	わかりましたバランスしてるってことで理解しました。で、あとは、
0:33:34	ここで、
0:33:36	46分の根拠になっている話で、
0:33:40	現場への移動、
0:33:43	25分。
0:33:44	この現場ってどこのこと指してますかねタービン建屋なのか循環水ポンプタテなのかどっちですかってことなんですけど。
0:33:55	ちょっと再サイトウ側も含めてイトウの回答補足いただければと思いますけれども、タービン建屋で漏えい確認、電気建屋へ移動して隔離ということで、建屋としては、
0:34:09	最初に中央制御が出ることも考慮すると、原子炉補助建屋タービン建屋電気建屋とその3ヶ所が介在するというふうに理解してます。
0:34:21	だから最終的には、ちょっと確認したかったのは僕、タービンの循環水ポンプ自体を提出させるのは電気建屋、
0:34:32	できると、漏えい箇所、
0:34:34	漏えいアイソレかけにいかないからポンプ停止すれば終わり、そういうこと。
0:34:41	おっしゃってる、アノイトウですけれども、おっしゃっていただいた通りで、まず中央制御室からCS丙は止まるというんですけれども、その上で、現場に確認しに行って、電気建屋で指導の隔離を行うので、
0:34:55	そちらの長い時間の方で、数量を測定し、計算して、そういうことを言ってるけどこれポンプの停止おっしゃってる表現は、だから漏えい箇所の隔離じゃなくて、
0:35:08	ポンプの提唱の隔離を言ってるでしょ。そうですね。はい、理解しました。
0:35:13	はい。了解です。大体それで、
0:35:17	今先ほど言われたように、もともとこれ、循環水部自体は中央制御室から停止することは可能ですよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:24	ただし、今回は保守的に、循環水ポンプた循環ポンプが中央制御室で停止できなくて、できてできるかできないのかがわからない状態を想定して、
0:35:37	一番保守的な状態での想定をしても大丈夫ということですよ。
0:35:47	はい。今の宮本さんのご理解の通りで、そのような考え方が、大井も同様にやってるということで、我々も同じように対応しているということでございます。
0:36:01	今の話でどっか書いてありましたっけって今まで我々ヒアリングをしてたから理解してんだけど、中央制月から転し停止可能なものってどっか書いてありました。
0:36:12	比較表の補足 35-5 ページの方に、循環水ポンプまでの停止までの時間書いてるところがありまして、
0:36:22	比較表の 35-5 ページです。
0:36:26	はい。
0:36:32	はい。この辺所で書いてるところで、なお以降ですかね中央制御室における遠隔停止。
0:36:41	機能が喪失した場合に考慮し現地操作等の時間を含めているというのを、大井と同様に記載して、
0:36:50	なるほど。前半に書いといた方がいいんじゃないかなって気がするけど何か。
0:36:58	私言ってるのは、資料説明資料の 35 章の条件か何かに書いておかないと、今言われたのでちょっと私も探したんだけどないなと思ったんだけど、この後、なお書きで書いてあってるってことね。 はい。
0:37:12	そうですねだから地震起因による溢水量のところに、
0:37:19	やっぱりそこに直で書いといた方が、
0:37:22	いや前提条件なので、これだけ読むと、循環水ポンプ自体が現場に行かないと提出できない前提に、
0:37:31	なってるように見えるので、本来は、本来というか、本当本来なら
0:37:37	どこのプラントも、家で基準津波までの時間が長いので、
0:37:42	中央制御室から停止をかけたなり何なりすることによって津波襲来時までは、停止かけてる前提で評価してきたんだけど、泊に関してはそうではなくて、津波来襲が早いので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	プラスアルファー、要はその保守的にやりましたっていう前提になってるんで、
0:37:58	そういう話であれば、今言ったように中央制御室の腕の停止が可能なものっていうのはどこか、元の前提条件に入れといた方がいいかなと思います。
0:38:07	はい。
0:38:08	いいですかね。
0:38:44	はい。
0:38:45	じゃあお願いします後は、
0:38:50	補足、すいません比較表じゃなくてこっちの本文で九条別添1補足35-7の図の5のタービン建屋内溢水過ぎというところの記載があるんですけど、
0:39:02	ここで言っているのは要は地方地平面地表面から上には行かないよと。
0:39:09	基本的に今回想定されている資料は、地表面イシタなので、基本的にはその中で押さえられてる間はタービン建屋から多分原子炉建屋側には流れ込まないよと。
0:39:20	いう前提になってますよね。
0:39:22	で、ちょっと確認したかったのは、この浸水防護重点範囲の下の、
0:39:28	この
0:39:29	貫通部止水処理のところがすごく広いんだけど、
0:39:34	これ、
0:39:35	ちょっとさっきの話とダブっちゃうかもしれないけど、これはどう
0:39:41	この、この浸水防止処理っていうのが、
0:39:46	横瀬になってるんだけど、
0:39:48	これは配管の貫通部を指してるのか。
0:39:52	それとも、何か止水扉かなんかを指してるのか、これ何を指してます。
0:39:59	はい。北海道電力の伊藤でございますここは、貫通部止水処置を行う範囲として、壁を色塗りしてございますけれども、
0:40:09	実態として、ここに設置されている対象機器というのは、トレンライン、逆止弁4弁と、
0:40:21	あと貫通部止水箇所も何ヶ所かありますけれども、そういう趣旨で、色塗りをさせていただいたものでございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:33	はいわかりました。別に直す必要なくてちょっと広いので、思ったより広いなと思ったんで、扉かなんかかなと思うんだけどそうじゃなくてわかりやすく、広めに色塗ったってそういうことね。
0:40:44	おっしゃる通りでございますこの範囲に精密扉はございません。
0:40:47	はい、わかりました。
0:40:50	それでここで言っているタービン建屋との設置はこの地下1階部分だけしかないということですよ。
0:40:58	地上はES地上はほとんどというか別なんで、違う地下部の
0:41:04	刀禰これ地上部の
0:41:07	何となく気になったのは地上部が、
0:41:10	10.3より下の部分に1階の部分が入ってるんだけど、ここは、
0:41:18	もうちょっと目が悪いのかな。
0:41:21	地表面より1階分っていうのは上になるんだっけ。
0:41:26	1回でいいがダイゴドイネット1010.3。
0:41:30	という線より1階の部分に少しだけ下がってる場所ありますよね。
0:41:36	ほんのちょっと、
0:41:38	この部分っていうのは、地表より下、上どっち。
0:41:45	はい、北海道電力の伊藤でございますTP10.3メートルの線よりちょっと下がった床面っていう、そういうことだと思いますけれども、ここ、発電所ですいませんお願いしたいんですけどこれ、
0:41:57	何回でしたっけ10メートルですよ床面。
0:42:00	赤間さんもわかるのか。
0:42:06	はい。
0:42:10	小松さんわかります。
0:42:16	すいません。発電所の加茂です浴びて1回ぐらい、1.3メートルとされ、受注だとすいませんあの時、
0:42:24	原子炉建屋のタービン建屋ノモトと比較すると10.3と点線の位置がちょっとずれておりましたちょっと図自体ちょっと1回、
0:42:33	改めて確認させていただきたいかなと。
0:42:35	思っておりますすいませんこちらからは以上です。
0:42:42	わかりましたちょっと私の言ってる趣旨っていうのは、
0:42:45	今ここで言っている。
0:42:48	タービン建屋のオオイワ7.3とかその議論のところは特に問題ないんですけど、建屋がもうちょっと低いんじゃないかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:57	床面が地表面より 10.3 より下がってるので、上の天井面が、
0:43:02	そうすると、その部分を確認する必要はないのかなっていう画面がね。
0:43:07	思ったんですけどこれ多分ずれてるんだったら、教えてください。いいですか。はい。北海道電力の伊東でございます大変失礼いたしましたちょっと図の、
0:43:18	エレベーションに間違いがないかということ、全体として、今一度確認させていただきます。
0:43:25	はい。私から以上です。
0:43:30	規制庁藤原です。1点だけ。
0:43:34	津波が来た時は津波警報があつて多分、貯水量を確保するためにポンプは停止するという運用に確かなってはいけるけども、
0:43:46	溢水の場合は、それは置いといて、保守的に算出したと、そういう理解でいいですよってということだけです。
0:43:57	はい。北海道電力の伊藤でございます。藤原さんのご理解と相違ございません。はい。ちなみに、大津波警報が出てどれくらいで、
0:44:06	止められるんでしょう。
0:44:34	北海道電力の植原です。
0:44:37	ウタ津波の観点では
0:44:40	津波警報で循環水ポンプ停止するという運用で考えておりましたその前提で、貯留堰等の評価っていうのは実施しております。その時間については、
0:44:52	今後のヒアリングでも、
0:44:56	詳細、示しさせていただこうとは思ってますけれども情報要因より前に止められることをご説明するという事で考えてございます。
0:45:06	はい、わかりました。それを踏まえて今回の 46 分で大分落ちてきた、理解しました。はい。以上です。
0:45:31	それでは続きをお願いします。
0:45:41	北海道電力の浜口です。スロッシングとタービン街に記載を適正化した箇所がございますので簡単にご説明いたします。
0:45:51	別添 1 の 59 ページ、資料 1-2 の方の別添 1 の 59 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:06	消火水の放水による溢水評価のところ、これまでも防護対象設備が設置される建屋内に自動作動するスプリンクラーが、
0:46:17	ないということをご説明していたのですが、防護対象設備が設置されていない建屋にもスプリンクラーが設置されていないということを確認するために、
0:46:27	まず1行目のほうに記載を追加しております。また建屋外には消火栓スプリンクラーがございますので、これらの作動による井清に対しても、
0:46:37	防護対象設備が安全機能を損なわない設計とすることを記載しております。
0:46:43	具体的な設計方針については屋外タンクの評価のところを書いておまして、別添1の111ページお願いいたします。
0:46:59	こちらの方に屋外消火栓及びスプリンクラーからの放水のための水源が、屋外タンクからの溢水評価で考慮している、ろ過水タンク、
0:47:10	であるということから、屋外タンクからの溢水評価に包絡されるということで、安全機能に影響がないということに記載しております。
0:47:19	説明は以上になります。
0:47:38	はい、規制庁の方です。
0:47:40	こちらからの確認はありません。
0:47:45	ありますちょっと記載の適正化、リストでちょっと1個だけ。
0:47:51	C、確認させていただきたかったですけれども、
0:47:55	5番ってこれは何か、
0:47:58	あれなんですかね。
0:48:21	あ、わかりました。補正書の記載のほうと合わせた等ですね、了解しました。
0:48:47	はい。
0:48:48	特にありません。
0:48:49	では溢水のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
0:49:02	規制庁の尾上それでは続いて資料2の方に入りたいんですけども、
0:49:08	12条の方の説明。
0:49:11	ネスポ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:15	北海道電力野田です。すいません。それでは資料 2-1 を説明させていただきます。と思います。
0:49:21	フクダのちょっと 12 条のまとめ資料別紙 1 の 12 と記載は誤りまして申し訳ございません。記載の修正について説明させていただきます。
0:49:30	ですね、記載の修正につきましては 12 条のまとめ資料別紙 1-1。
0:49:35	重要度の特に高い安全機能を有する系統抽出におきまして、
0:49:41	構築物系統機器にはその安全機能を有する当該系と直接関連系に該当する機器を記載することになりますが、
0:49:48	PS3 の放射性物質の貯蔵機能ではその間接関連系である、洗浄排水は装置と、洗浄排水の近い計装用地を記載しておりますので、今回削除させていただきます。
0:49:59	またあわせまして同様にですね、固体廃棄物処理設備のベイラ等ザッ固体焼却設備につきましても、間接関連系となりますので、構造についてもあわせて削除させていただきます。
0:50:12	とですね、別紙 2-1 の方につきましては共用総合設備抽出表となっておりますので、こちらも先ほど構築物、系統及び機器については共通のものを使用しておりますので、
0:50:24	先ほどの 4 設備を同様に削除させていただきます。
0:50:28	またその溶接につきましても共用設備になっておりますので、本ページ 2-1 の関連系、関連する別系統の共用相互設備、この 4 設備を記載するサトウとさせていただきます。
0:50:41	該当する事象ですので、別紙、A-1、別紙 1 ページが別紙 1-1 になりましたので、
0:50:48	5 枚以上 4 設備書いておりましたはアカセ聞いてその設備の設備を削除する形になります。
0:50:54	それが変更後の表になります。
0:50:57	別紙 2 は共用総合設備に関する柱状別紙 2-1 になりますけど、
0:51:04	こちらについてはその赤線の設備を構築物系統の欄から削除しまして、右側の関連する別系統の共用設備の説明を記載するといった形に修正させていただいております。
0:51:17	とですね来た条文への影響確認という形になりますが、12 条のですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:24	構築物系統機器についてはその防護設備を選定する際に一応共通して使用しておりますので、また上部へという形で、以下の通り確認させていただいております。
0:51:34	6条関連の竜巻、外部火災火山高井部長についても
0:51:40	この構築物系統機器より先ほどの4設備を削除させていただきます。この6条につきまして外部事象防護対象性っていうのは防護対象設備になっておりますが、この外部書記防護対象施設の
0:51:52	安全重度分類のクラス1管線及び安全評価上のクラス3に該当するとなっております、
0:51:59	最初の4設備はそのクラス3設備になりますけど、この安全評価上に機能に有する期待する設備はなっておりませんので、この4設備を削除したことで特に防護対象に影響はなく、
0:52:10	影響は特にございません。
0:52:14	八条の内部火災につきましてははですね、火災の防護対象を工事としましては
0:52:20	原子炉の高温停止及び低温運転所を達成するための機器とその構成物質の貯蔵及び閉じ込め機能を有する機器の二つの二つになっておりまして、
0:52:29	これは一応2aと12条のほうに、構築物系手引きのも用いております。
0:52:35	ですね。
0:52:37	現状の運転食前を提示を達成する機器につきましては作業用設備等に該当はしませんので、特に影響はないという形になっておりまして、こちらの方につきましては4設備を削除させていただきます。
0:52:49	2-1-2ページに進んでいただきまして、
0:52:53	一方ですね縫製物質の貯蔵及び閉じ込めとする表につきましては
0:52:58	えーとですね。
0:53:00	洗浄配置上は装置と農地会計装置が同様に削除されています。
0:53:05	一方、ディーラーとザッコ対象設備につきましては園部らが
0:53:09	油圧競争式でありまして大量な佐渡いう内包しているということと、交ざっ抗体につきましてはその可燃性固体とはイトウ焼却設備であることを考えまして、
0:53:20	火災の影響は考慮しまして、まず火災忙殺を火災防護対象設備を選定しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:26	以上からですねこの
0:53:29	藤堂及び鳥海イノウエズキにつきましては洗浄排水蒸発装置等移送容器については削除させていただきますが、ペイロード雑貨については現状通り記載することにしまして、
0:53:39	その理由を注記で記載させていただいております。こちら別紙 8 ページになります。
0:53:50	上の表で
0:53:52	アカセアクティビティ設備が佐口という形になっておりまして、フェーラーと雑草については現状通り記載を残すこととしまして、注記ちょっと、
0:54:01	字が小さいですカシマの方も変更後の表の、
0:54:04	黄色枠でコウた部分にその旨の注記を記載させていただいております。
0:54:10	引き続きまして 9 条の内部溢水関連ですけど、
0:54:14	こちらでの内部性関連ではその防護対象としましては重要度の特に高い安全機能を有する構築物と、
0:54:21	マツオ全ピットの冷却機能及び給水機能を維持するための機器っていうのが選定されておりまして、今回 4、削除します 4 設備につきましてはこの設備が該当しませんので、特に防護対象に該当しないという形になってまして特に影響はなしという形になります。
0:54:38	こちらから説明は以上になります。
0:54:47	それでは確認に入りたいと思います。
0:54:52	規制庁大塚です。
0:54:54	ちょっと何点か確認させていただきたいんですけど、ちょっと私が資料 4 で引っかかったのが 8 条のところ、
0:55:02	八条の 2 ページ目のところで、
0:55:08	上から 4 行目ぐらいからのところで放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する。
0:55:14	機器のところで、
0:55:16	引き続きベイラと雑答焼却設備は、
0:55:21	火災防護対象機器、
0:55:23	する
0:55:26	他のプラントでは、
0:55:28	同様な設備はどのような選定方法でどのような扱いになって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:55:35	今回の選定方法で隣泊独自の方、選定方法なんでしょうか、説明をお願いします。
0:55:44	北海道電力の平田です。
0:55:47	放射性物質の貯蔵閉じ込め機能の機器選定につきましては重要度分類審査指針から抽出するという形になってございましてこちらの基本的な考え方につきましては女川と同様になっております。
0:56:01	ですので機器として抽出する選定の考え方におきましては女川同様ですけれども、抽出された機器につきましては、女川と同様な固体廃棄物貯蔵設備を、
0:56:15	有していないというところもありまして、いいですかね。関連の大井の方につきましては、抽出の考え方は重要度分類審査指針に基づく抽出方法にはなっていないけれども、
0:56:31	抽出された機器、大井の方も、焼却設備とびらの方を抽出しておりまして、入口の重要度分類審査指針というところの入口論はちょっと、
0:56:42	選定のやり方は違うんですけれども、応募する機器としましては大井も同様に焼却設備扉というものを、防護しておりまして泊と同様な形になってございます。
0:56:55	規制庁大塚です。理解しました。
0:56:58	重要度分類審査指針に基づいてまず選定をした上でビラと雑固体焼却設備を、
0:57:05	記載しているのは泊。
0:57:07	だけということでした。
0:57:11	その上で、具体的な資料の方ですけど資料2-7ですかね。
0:57:21	はい資料2-7の、
0:57:23	通し番号で115ページのところ、
0:57:26	これってもしかして、
0:57:32	115ページです。
0:57:44	はい。115ページの表の方で、
0:57:47	黄色枠の中のベイラと雑固体焼却設備は、
0:57:52	間接関連系なんですけど記載を残すということなんですけど、
0:57:57	まず確認なの、確認したいのが、放射性物質の貯蔵または閉じ込め。
0:58:03	に必要な機能を丸のところに書いてあるんですけど、
0:58:06	一応間接関連系として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:09	この機能に該当するってことは間違え。
0:58:12	ないという理解でよろしいでしょうか。
0:58:18	北海道電力の平田です。
0:58:22	間接関連系直接関連系という分類分けはございますけれども、重要度分類審査指針の放射性物質の貯蔵機能というところ、その機能を有する設備というところでは相違ございません。
0:58:36	規制庁大塚です。承知しました。
0:58:38	で、
0:58:40	※2で、
0:58:41	ビラ等、雑固体焼却設備を記載している。
0:58:46	理由を記載し、
0:58:48	していただいてるんですけど。
0:58:49	ちょっと多分さっきのですね、
0:58:52	事前の説明がないところに何が書いてあるのかっていうと、
0:58:56	その理解に苦しむと思うので、もうちょっと記載のほうを補足していただきたいんですけど。
0:59:04	今んところ、最後の方を読んでいくと、火災の発生を考慮した細胞、火災防護対象機器として選定しているため、
0:59:13	記載しているって書いてあるんですけど、これだけとちょっと、
0:59:16	多分意味が通じにくいと思うので、
0:59:19	扉等、雑固体焼却設備は、
0:59:24	間接関連系で、
0:59:27	本来であればこの表に載る。
0:59:29	ものではないけど、
0:59:31	火災の観点で、火災防護対象機器とした方がいいのでセンターの記載しているっていうようなことが、
0:59:38	もう少し、
0:59:40	ストレートにわかるような記載にさせていただいてもよろしいでしょうか。
0:59:46	北海道電力の平田です。今、記載しています中や※2のところですけどもこちらの方、記載の充実化という、
0:59:57	形で、間接関連系であるという言葉を追記した上で、それ—そういう設備であるものは細胞対策、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	をする対象の設備であるという観点から追加しているという、不要なのですが、記載をするとしていますというところがもうちょっと具体的に、
1:00:19	うまく分かるようについ記載見直したいと思います。
1:00:23	はい。規制庁大塚です。お願いします。私からは以上です。
1:00:47	規制庁の同じちょっと規制庁内で、打ち合わせするのは少々お待ちください。
1:01:11	原子力制庁の宮本です今のオオツカとやりとりについては理解しましたそれで、一応私の方もこの部分って、クラス3の取り扱いってというのは、
1:01:23	正直
1:01:24	整理しきれてない、整理しきれてないというよりは審査実績をもとに、ある程度抽出されているという経緯があって、特にPWRのときには、BWRでやってるようなクラス1クラスに安全解析上クラス3っていうふうな
1:01:40	オオモトの考え方というよりは個別機器ごとに抽出したりしなかったりしなかったりとか抽出するのを、ポイントを選んできたというところがあるので、
1:01:50	少し、泊に関してはそういう時代のものを引き継ぎながらやるところがあるので、その辺はしっかり※に記載していただければなど。
1:02:01	思います。よろしくをお願いしますよろしいでしょうか。
1:02:05	北海道電力の平田です。今言われたことを理解いたしましたその旨記載の充実化を図りたいと思います。
1:02:12	はい。私から以上です。
1:02:18	はい、規制庁の尾上それではこちら側からの確認は以上になります。最後に北電の方から何か確認ありますか。
1:02:28	北海道が出てきます特にございません。
1:02:32	はい、北海道電力神原です。こちらからもございません。
1:02:36	はい、ありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。